

平成20年4月17日
原子力安全対策課
(20-4)
<15時記者発表>

平常時立入調査の計画について（平成20年度）

県は、平成16年の美浜発電所3号機事故を踏まえて監視体制の強化を図るため、平成17年10月から立地市町と一体となって平常時の立入調査を実施し、「発電所従事者の被ばく低減対策を中心とした労働安全対策」および「放射性廃棄物の放出低減」をテーマとして、事業者の取組状況を確認している。

昨年度までの調査で、各事業者においては、「労働安全対策」と「放出低減」に関して適切な仕組みが構築され、着実に運用されている状況が確認できた。

これまでの調査結果を踏まえ、本年度は、労働安全衛生マネジメントシステムの運用状況と、ヒューマンエラー発生防止への取組状況について調査する計画である。

県としては、今後とも、この平常時立入調査により、事業者における安全協定の遵守状況を確認し、より一層、県民の安全・安心の確保に取り組んでいく。

1 平成20年度計画

(1) 調査内容

これまでの調査結果を踏まえ、

- ①本格運用から間がなく、システムの定着および改善が重要な労働安全衛生マネジメントシステムの運用状況
- ②人的過誤（ヒューマンエラー）に対する事業者の取組を評価するガイドラインが制定されたことから、見直しが計画されているヒューマンエラー発生防止への取組状況

について調査する計画である。

(2) 調査者

県および立地市町の担当者

(3) 調査対象

県内6原子力発電所

問い合わせ先（担当：藤内） 内線 2354：直通 0776(20)0314
--

参考資料

平成19年度調査結果の概要

1 調査内容

「発電所従事者の被ばく低減対策を中心とした労働安全対策」および「放射性廃棄物の放出低減」をテーマとして、平成19年度は次の内容を確認した。

第1四半期：企業の社会的責任（CSR）の確保、法令遵守（コンプライアンス）の徹底に向けた活動の実施状況

第2四半期：ヒューマンエラーの原因調査および再発防止対策を検討する仕組みの運用状況

第3四半期：労働安全衛生マネジメントシステムの運用状況

第4四半期：調査で指摘した事項（指摘事項および留意事項）に対する取組状況

（注） 指摘事項……直ちに改善が必要と判断される事項

留意事項……直ちに改善が必要ではないが、PDCAシステムを着実に運用する観点から、長期的な課題として検討が必要と判断される事項

2 調査者

県および立地市町の担当者

3 調査実績

関西電力(株)原子力事業本部、美浜発電所、大飯発電所、高浜発電所、日本原子力発電(株)敦賀発電所および(独)日本原子力研究開発機構 敦賀本部、新型転換炉ふげん発電所(原子炉廃止措置研究開発センター)、高速増殖原型炉もんじゅに対し、計34回の調査を実施

調査場所	調査期間
関西電力(株) 原子力事業本部	第1四半期：平成19年 5月10日 6月15日
	第4四半期：平成20年 2月7日 3月18日
美浜発電所	第2四半期：平成19年 9月20日、21日
	第3四半期：平成19年10月30日
	第4四半期：平成20年 2月13日

大飯発電所	第2四半期：平成19年 8月22日、23日 第3四半期：平成19年11月 9日 第4四半期：平成20年 2月29日
高浜発電所	第2四半期：平成19年 8月20日、21日 9月11日 第3四半期：平成19年10月31日 第4四半期：平成20年 2月14日
日本原子力発電(株) 敦賀発電所	第1四半期：平成19年 6月13日 7月 6日 第2四半期：平成19年 8月30日、31日 第3四半期：平成19年11月12日、13日 12月21日 第4四半期：平成20年 2月 5日
(独)日本原子力研究開発機構 敦賀本部	第1四半期：平成19年 6月 8日 6月15日 第4四半期：平成20年 2月18日 3月17日
新型転換炉 ふげん発電所 〔原子炉廃止措置 研究開発センター〕	第2四半期：平成19年 9月26日、27日 第3四半期：平成19年11月14日、15日 12月27日 第4四半期：平成20年 2月19日 3月17日
高速増殖原型炉 もんじゅ	第2四半期：平成19年 8月 9日、10日 第3四半期：平成19年11月26日、27日 12月27日 第4四半期：平成20年 2月25日 3月17日

4 調査結果概要

(1) 第1四半期調査結果

- ①各事業者において、CSRの確保に向けた活動、とりわけコンプライアンスの徹底に向けた活動を推進している状況が確認できたが、コンプライアンス活動の有効性や妥当性の評価が不十分なことから、今後、評価手法を検討するよう指摘した。
- ②各事業者において、ヒューマンエラー発生原因の調査や再発防止対策を検討する仕組みが構築されていたが、日本原子力発電(株)および(独)日本原子力研究開発機構では、規則類の整備が不十分なことから、規則類を整備するよう指摘した。

(2) 第2四半期調査結果

- ①各事業者において、ヒューマンエラーが発生した場合、第1四半期で確認した原因調査および再発防止対策を検討する仕組みに基づき、是正処置が確実に実施されている状況が確認できた。
- ②他発電所で発生したヒューマンエラーについても、各事業者において、情報収集および再発防止対策の水平展開要否を判断し、必要な対策を実施する仕組みが構築され、その運用も確実に進められている状況が確認できた。
- ③敦賀発電所においてヒューマンエラー発生防止活動の位置付けが不十分であること、新型転換炉ふげん発電所において水平展開要否を検討するヒューマンエラー事象の対象範囲が不十分であることから、それぞれ改善を図るよう指摘した。

(3) 第3四半期調査結果

- ①関西電力(株)の各発電所では、一昨年に順次労働安全衛生マネジメントシステムの本格運用を開始し、また、日本原子力発電(株)敦賀発電所および(独)日本原子力研究開発機構新型転換炉ふげん発電所、高速増殖原型炉もんじゅにおいても昨年4月から、同システムの本格運用を開始し、労働安全管理の強化に取り組んでいる状況が確認できた。
- ②協力会社の設備改善要望・提案について、リスクアセスメントを実施したうえで積極的に採用し、作業環境の改善に取り組んでいる状況が確認できた。
- ③リスクアセスメントについては、依然として従来から実施している対策を評価するだけのものが多く見受けられることから、作業計画段階における改善の余地や追加対策を検討するという本来の趣旨が活かされるよう、評価方法の改善を図るとともに、OJTをはじめとした教育・訓練をさらに充実させるなどの対策を講じるよう指摘した。

(4) 第4四半期調査結果

- ①各事業者において、保安規定の改正に基づき、コンプライアンス体制の見直し、強化が図られるとともに、関連する社内規則類についても着実に整備、または次年度に整備する方針が確認できた。
- ②関西電力(株)や日本原子力発電(株)では、計画や結果などを審議する委員会を活用してコンプライアンス活動に取り組まれている状況が確認できた。一方、(独)日本原子力研究開発機構では、次年度、敦賀本部に新たな委員会を設置し、より一層コンプライアンス体制の強化を図る方針が確認できた。
- ③コンプライアンス活動の有効性や妥当性を評価する手法については、日本原

子力発電（株）において「活動の定着度」を指標として評価するほか、関西電力（株）でも評価指標を模索するなどの取組が確認できた。

- ④今回の保安規定改正に基づき、コンプライアンス体制の見直しとともに安全文化醸成の体制整備、根本原因分析の導入が行われ、保安活動の強化に取り組まれている状況が確認できた。